

1. 主旨

除染実施区域における除染については、現在、比較的線量の低い「その他の区域」を中心に除染作業を行っているが、この際の住民説明会での意見を踏まえ、「局所的な汚染箇所とする値¹」の設定については、より安全・安心の側に立った値に変更することとした。

また、農地除染については、除染作業を始め、一時集積所から仮置場への搬入など、一部業務を継続して実施する必要があることから、農地除染に係る計画期間を平成29年3月までと見直すこととした。

1...局所的な汚染箇所とする値とは、平成29年3月末に、国が長期的目標と定めている空間線量率0.23 μSv になり得る空間線量率(値)であり、市が原子力安全委員会の資料を基に定めるもの。除染実施の可否或いは除染方法を判断するうえでの基準となる。

2. 除染実施計画の改定内容

改正ポイント1：

「その他の区域」における「局所的な汚染箇所の値」の見直し

「その他の区域」の除染を推進するため、新たな技術を導入し、積極的に汚染箇所を探し出し除去することで、市民の放射性物質汚染を起因とした不安の低減に寄与することとしたところだが、併せて、除染に要する時間の短縮を図ることで市内全域の空間線量率を速やかに低減させるとともに無用に除去土壌等の量を増やすことの無いよう「局所的な汚染箇所とする値」を設定した。

しかし、現除染実施計画に掲げる値で年間を通じて採用した場合、理論上、平成29年3月末に国が長期的目標と定めている空間線量率0.23 μSv まで低減しないこと、また、市民は1日も早い目標の達成を望んでいることから、より安全・安心の側に立った値に変更することとした。

【南相馬市除染実施計画 第四版（案）P18】

改定前		改定後		
局所的な汚染箇所とする値		局所的な汚染箇所とする値		
26年度	27・28年度	26年度	27年度	28年度
0.36	0.30	0.31	0.26	0.23
単位：μSv/h		単位：μSv/h		

年度を跨ぐ場合もより安全・安心の側に立った値に変更する。

改正のポイント2：農地除染スケジュールの変更

現在、農地除染については、平成27年3月末を計画期間としているが、一時集積所の設置や地元農家の方々を含む除染作業員の確保に時間を要したことから、除染作業が当初計画より遅れたこと。また、今後、一時集積所から新設仮置場への除去物の搬入等があることから、除染スケジュールの変更を行う。

【南相馬市除染実施計画 第四版（案）P23】

改定前	改定後
平成24年6月から平成27年3月末まで	平成24年6月から <u>平成29年3月末まで</u>